枕崎市　　　自主防災会規約

見本

　（名称）

第１条　この会は，　　　　自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は，　　　　　　　に置く。

　（目的）

第３条　本会は，住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより地震，火災，風水害，その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

　（事業）

第４条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

　⑴　防災に関する知識の普及に関すること。

　⑵　災害等の予防対策に関すること。

　⑶　災害等の発生時における情報の収集伝達，初期消火，救出救護，避難誘導等，応急対策に関すること。

　⑷　防災訓練の実施に関すること。

　⑸　防災用資機材等の整備並びに備蓄に関すること。

　⑹　その他本会の目的遂行のために必要な事項

　（会員）

第５条　本会は，　　公民館の世帯員をもって組織する。

　（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

　⑴　会長　　　　　　　　　　１人

　⑵　書記　　　　　　　　　　１人

　⑶　幹事　　　　　　　　　　１人

２　役員は，会員の互選による。

３　役員の任期は，１年とする。ただし，再任することができる。

　（役員の任務）

第７条　会長は，本会を代表し，会務を総括し，災害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　書記は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その代行をする。

３　幹事は，役員会の構成員となり，会務の運営に当る。

（会議）

第８条　本会に，総会及び役員会を置く。

　（総会）

第９条　総会は，全会員をもって構成する。

２　総会は,毎年１回公民館総会時に開催する。ただし,特に必要がある場合は，臨時に開催することができる。

３　総会は，会長が招集する。

４　総会は，次の事項を審議する。

　⑴　規約の改正に関すること。

　⑵　防災計画の作成及び改正に関すること。

　⑶　事業計画に関すること。

　⑷　予算及び決算に関すること。

　⑸　その他，総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は，その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

　（役員会）

第10条　役員会は，会長，書記及び幹事によって構成する。

２　役員会は，次の事項を審議し，実施する。

　⑴　総会に提出すべきこと。

　⑵　総会により委任されたこと。

　⑶　その他役員会が特に必要と認めたこと。

　（防災計画）

第11条　本会は，災害等による被害の防止及び軽減を図るため，防災計画を作成する。

２　防災計画は，次の事項について定める。

　⑴　災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　⑵　防災知識の普及に関すること。

　⑶　防災訓練の実施に関すること。

　⑷　災害等の発生時における，情報の収集伝達，出火防止，初期消火，救出救護及び避難誘導に関すること。

　⑸　その他必要な事項

　（経費）

第12条　本会の運営に関する経費は，次の各項の収入をもってあてる。

　⑴　公民館からの防災繰入金

　⑵　上記以外の補助金，あるいは助成金

　⑶　寄付金その他の雑入金

　（会計年度）

第13条　会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月末日に終わる。

　（会計監査）

第14条　会計監査は，毎年1回以上，公民館監査担当者に監査並びに監査報告を委嘱する。

　（帳簿，資機材等）

第15条　本会には，下記の帳簿並びに資機材をおき，役員交代時には，引き継ぐものとする。

　⑴　資機材台帳並びに同現物

　⑵　現金出納簿並びに預金通帳

　⑶　行事記録簿（総会，役員会，防災訓練，その他）

　⑷　会議議事録（総会，役員会，その他）

　⑸　その他本会に関係ある帳簿，印刷物等

　　附　則

この規約は，令和　年　月　日から実施する。ただし，令和　年度の会計年度については，この規約の施行の日から実施し，翌年３月末日に終わるものとする。